



山形県公報

平成20年1月15日(火)
第1908号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(置賜総合支庁福祉課)...37  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...同  
 県営土地改良事業計画の変更.....(庄内総合支庁農村計画課)...38  
 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....(庄内総合支庁水産課)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...40  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程.....41  
 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(最上総合支庁企画振興課)...42  
 一般競争入札の公告.....(健康福祉企画課)...同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第34号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年1月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------|------------|
| 社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 訪問入浴介護事業所福祉の里めざみ<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642番地 | 訪問入浴介護        | 平成19.12.31 |

#### 山形県告示第35号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年1月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地  |                | 変更年月日      |
|-------------------------------|--------------|----------------|------------|
|                               | 変 更 前        | 変 更 後          |            |
| 有限会社三友医療<br>米沢市花沢町932番地の<br>4 | さんゆうすずらん     |                | 平成19.12. 1 |
|                               | 米沢市徳町 4 番26号 | 米沢市万世町桑山2194番地 |            |

## 山形県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営飽海中央地区土地改良（広域営農団地農道整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 1月15日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良（飽海中央地区広域営農団地農道整備）事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

酒田市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成20年 1月22日から同年 2月20日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第37号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 4 条第 7 項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成20年 1月15日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

## 第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を推し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続き未だ資源の回復の兆しが認められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

## 記

- 1 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量若しくは漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 2 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

- 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進する。
- 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。

第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項

- 1 第一種特定海洋生物資源の平成19年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | 24トン       |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

- 2 第一種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | 22トン       |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業しつつ、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量に関する事項

平成20年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量及び対象となる採捕の種

類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成20年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成20年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

第5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

平成20年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成20年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成20年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

第6 第二種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれい及びはたはたの資源回復を図るために国が作成した「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

山形県告示第38号

次の開発行為は、完了した。

平成20年 1月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成19年12月18日 指令村総建第5022号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字山辺字西町898番3、898番6、899番1、899番2、900番1、900番2、900番3、900番4

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市城西町四丁目4番13号 株式会社太平堂不動産  
東村山郡山辺町大字大寺387番地 山形寿地所株式会社

山形県告示第39号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 1月15日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「山形県信用農業協同組合連合会本所 山形市七日町三丁目1番16号 株式会社 県庁支店 山形銀行」 を

「農林中央金庫山形支店 山形市七日町三丁目1番11号 " 県庁支店」 に改める。

別表第6中 「山形県信用農業協同組合連合会本所」 を 「農林中央金庫山形支店」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第1号

山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 1月15日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局発電所管理規程（昭和32年2月県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県企業局発電所」を「山形県企業局の発電所」に、「現業業務の取扱」を「事項」に改める。

第2条中「で現業業務（以下「業務」という。）」を「において「業務」」に改める。

第3条第2項中「する」を「しなければならない。」に改める。

第5条中「管轄制御所」を「管轄技術センター制御所」に改める。

第6条中「うけ」を「受け、」に改める。

第8条第1項中「特別の」を削り、「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第10条第1号中「講じ」を「講じ、」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第2号中「しなければならない」を「すること」に改める。

第13条を次のように改める。

（点検及び作業の処置）

第13条 所長は、発電の停止又は負荷の制限を伴う点検及び作業については、年間作業停止予定表を作成し、あらかじめ、管理者の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第15条第1項中「所長」を「所長及び職員」に改め、同条第2項中「機材を整備して」を「ために機材を備えて」に改め、同条第3項中「を必要とするときは、適宜な」を「の必要があると認めるときは、臨機の」に改める。

第16条第1号中「ある」を「のある」に、「附近」を「付近」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第2号中「油脂類、」を「油脂類及び」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3）消火装置は、適所に配置し、必要な場合は直ちに使用できるよう常に整備しておくこと。

第18条中「一般外来者」を「一般の外来者」に改め、同条ただし書中「所長が案内人をつけ危険のないように充分注意した」を「案内人をつけ、かつ、安全上の処置を講じた」に改める。

第19条中「所長」を「所長及び職員」に改める。

第20条中「管理細則で定める」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第2号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 1月15日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2電気課の項山形県企業局発電所管理規程に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「第13条第1項」を「第13条」に、「作業内容」を「年間作業停止予定表」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年1月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 九耀環境会議
  - (2) 代表者の氏名  
長沼 敏
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市金沢字大道上1835番119
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、当地域の公益に資する活動を行う団体として、地域住民及び関係する人々に対し、環境保全と災害救助活動ならびに職業能力の開発及び雇用機会の拡大を支援する事業などを行い、地域住民の生活福祉の安定に寄与するとともに市勢の向上をはかるシステムを構築することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県医療機関情報ネットワークシステム登録データ作成業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年1月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成20年1月25日（金）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量  
イ 名 称 山形県医療機関情報ネットワークシステム登録データ作成業務  
ロ 予定数量
    - (イ) 病 院 71か所
    - (ロ) 一般診療所 954か所
    - (ハ) 歯科診療所 475か所
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成20年3月31日まで
  - (4) 入札方法 (1)のロの(イ)、(ロ)及び(ハ)の単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ

と。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 過去3年以内に地方公共団体が発注するコンピュータシステムの登録データ作成に係る業務を受託した実績を証明できること。
- (3) 2の(1)の役務に関し、登録データ作成に必要な人員を確保し当該役務を確実に提供できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部健康福祉企画課医務担当 電話番号023(630)2258

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

2の(4)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)の口の(イ)、(ロ)及び(ハ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成20年1月21日（月）午後3時まで山形県健康福祉部健康福祉企画課医務担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

正 誤

|            |            |      |      |
|------------|------------|------|------|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行    |
| 平成19.12.28 | 第1904号     | 1632 | 下から1 |

誤

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 菊 地 彰 洋 | 同 | 同 |
|---------|---|---|

正

|         |          |      |           |
|---------|----------|------|-----------|
| 菊 地 彰 洋 | 酒田市立八幡病院 | 同    | 小泉字前田37番地 |
| 同       | 同        | 1633 | 2         |

誤

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 須 田 明 | 同 | 同 |
|-------|---|---|

正

|       |           |   |            |
|-------|-----------|---|------------|
| 須 田 明 | 医療法人 本間病院 | 同 | 中町三丁目5番23号 |
|-------|-----------|---|------------|

平成20年 1月15日印刷  
平成20年 1月15日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056